

学校教育・保育提供区域の設定について

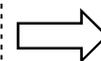
1 学校教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けています。「教育・保育提供区域」について、子ども・子育て支援法第61条第2項において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義しています。

2 学校教育・保育提供区域の運用イメージ

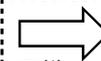
【記載する区域ごとの内容のイメージ】

量の見込み・確保内容・実施時期のイメージ		1年目			2年目			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
A 区 域	①量の見込み（保育利用定員）	800人	500人	400人	800人	500人	400人	
	② 確保 内容	認定こども園・幼稚園 保育所（教育保育施設）	800人	500人	320人	800人	500人	340人
		地域型保育事業			0人			20人
	②-①	0人	0人	▲80人	0人	0人	▲40人	



同様に
5年分を
記載

B 区 域	①量の見込み（保育利用定員）	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
	② 確保 内容	認定こども園・幼稚園 保育所（教育保育施設）	300人	200人	90人	300人	200人	150人
		地域型保育事業			20人			30人
	②-①	0人	0人	▲90人	0人	0人	▲20人	



同様に
5年分を
記載

同様に区域ごとに記載

○設定区域ごとに、各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保の内容を明記。

○学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本であるが、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに学校教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用区域の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

3 本市の実態

総社市内における主要道路として、市を縦断・横断する国道180号線、429号線から県道東総社中原線、県道清音真金線や新架橋の清音神在本線なども来年度には開通予定であり、交通網が発達し車での移動が容易にできる。なお、市役所から主な施設までの距離は次のとおり

市役所からの距離	昭和出張所まで	約 13 km	(車で約 18 分)
	西出張所まで	約 8 km	(車で約 13 分)
	阿曾分館まで	約 6 km	(車で約 10 分)
	清音支所まで	約 4 km	(車で約 10 分)

いずれの地域においても車で概ね30分以内で移動できる。また、総社市民の就労場所が倉敷市や岡山市が多いことから、保育所利用者の動線は市中央部から南もしくは東へ延びている。

4 幼稚園・保育所の利用実態

- ◇幼稚園・・・全て公立の18園あり、小学校区ごとに設置しており、主に徒歩での通園
- ◇保育所・・・公立3・私立11の14園で、多くが市中央部に設置されており、利用者の居住地区が広範囲のため、主に車での通園

5 区域を分けて設定する場合・市全域を区域と設定する場合のメリット、デメリットについて

	メリット	デメリット
区域を分けて設定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・区域面積が狭いため、通園距離が短く移動が容易。 ・区域内において需給バランスを取る必要があるため、近くに必要な施設や事業が整備され、利用者への利便性が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性の需要増減に対応できない。 ・区域内での需給バランスを調整しても区域外利用が見込まれるため、ニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある。 ・区域により施設数に偏りが生じ、柔軟な対応ができない。 ・区域ごとに施設・事業の整備が必要なため、非効率。 ・子どもの数が少ない地域では、需要を満たす整備が望めない。
市全域を区域と設定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに柔軟に対応できる。 ・広域利用を見込み、移動実態を踏まえた施設・事業の整備が可能。 ・全域での量の見込み、調整が可能となり、ブレが少なくなる。 ・施設充足率の偏りが均等化される。 ・効率的な施設整備ができ、運営も安定する。 ・一時的な需要の増減に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域面積が広くなり、交通手段のない利用者への対応が難しい。 ・施設がバランスよく配置されていない場合に、利用者への利便性が低下する。

<区域設定例>

- ・小学校区
- ・旧村単位
- ・中学校区（例 総社市高齢者福祉計画, 第5期介護保険事業計画）
- ・東部・南部・西部・北部（例 第1次総社市総合計画）
- ・
- ・
- ・
- ・

6 総社市における学校教育・保育の提供区域について

市全域をひとつの区域と設定する（案）

【市全域を区域とする理由】

- ・容易に移動することが可能な区域か？
→市内周辺部の住民が中央部の施設を利用する場合も、車で概ね30分以内で容易に移動することが可能な区域と認められる。
- ・市全域での適正な事業量の見込みが算出可能か？
→区域を分けると車で容易に移動が可能のため、区域外利用が多く発生し適正な見込みが困難となるが、市全域を区域とした場合、児童数及び事業量に偏りなく見込みを算出できる。
- ・市全域での量の調整や確保が可能か？
→区域を分けると供給体制が整わない区域が生じるが、市全域を区域とした場合、教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期の見込みがたてやすい。
- ・市全域を区域とした場合の利点は？
→事業の必要量を求めるための区域設定であるが、ある程度広い範囲の方が需要の変化に対応できる。

(参考) 中学校区ごとのサービス提供状況

中学校区	児童数※	幼稚園	保育所	延長保育	放課後児童クラブ	子育て支援拠点	一時預かり	病児・病後児保育	ファミリーサポートセンター
総社西中	1,699人	5	6	6	4	3	1	0	1
総社東中	1,552人	6	6	6	5	6	4	1	0
総社中	424人	5	2	2	3	0	0	0	0
昭和中	89人	2	0	0	1	0	0	0	0

※児童数・・・平成 25.9.30 現在の就学前児童数